

特定非営利活動法人だれもがともに小平ネットワーク 役員報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人だれもがともに小平ネットワークの役員の報酬の支給の基準について定めることを目的とする。

(報酬及び費用の支給)

第2条 この法人は、役員報酬は一切支給しない。ただし、職員兼務役員をのぞく役員については旅費及び日当等は支給することができる。

(補足)

第3条 この規程の実施に関し必要な事項は理事会で別に定める。

## 特定非営利活動法人だれもがともに小平ネットワーク職員給与規程

### (目的及び適用範囲)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人だれもがともに小平ネットワーク就業規則第32条の規定により、職員の給与に関する取扱いについて定めるものとする。

2

前項の職員とは、就業規則第2条第1項に定める職員のうち期間の定めのない職員(以下「常勤職員」という)をいう。

3 正規職員以外の非常勤職員等の給与については、契約書において定めることとする。

### (給与の種類)

第2条 職員の給与は、以下の種類とする。

①基本給

②諸手当

ア 管理職手当

イ 責任者手当(サービス提供責任者・サービス管理責任者・各ユニット責任者・相談支援専門員)

ウ 扶養手当

エ 資格手当

オ 通勤手当

カ 夜勤手当

キ 住居手当

ク 特別手当

③割増賃金

ア 時間外労働割増賃金

イ 休日労働割増賃金

ウ 深夜労働割増賃金

④賞与等

### (基本給)

第3条 常勤職員の基本給は月給制とし、本人の職務内容、経験、職務遂行能力に応じ、別表1の給料表等級によって格付けし、決定する。

給料表の適用区分については、別表2の標準職務表による。

2 雇入れ時の基本給は、別表3の初任給格付け基準表、別表4の経験年数換算表により基づき換算し、労働条件通知書で明示する。

(諸手当)

- 第4条 1. 管理職手当は基本給の20%を支給する。ただし、2の責任者手当の併給はしない。
2. 責任者手当は次のとおり支給する。( )は非常勤
- ア サービス提供責任者 月額20,000円(5,000円)
  - イ サービス管理責任者 月額25,000円
  - ウ 各ユニット責任者 月額20,000円
  - エ 相談支援専門員 月額20,000円(5,000円)
- 原則としてア～エの併給はしない
- 必要に応じて責任者補佐を配置することがある。その場合の手当額は理事会で定める。
3. 扶養手当は職員と同一世帯に属し、生計を一にして他に生計の途がなく、主として職員の収入により生計を維持するものと法人が認定した以下の各号に該当する扶養家族のいる職員に支給する。
- ①配偶者(住民票などの確認書類により事実上婚姻関係にあると認められる者を含む) 月額10,000円(5,000円)
  - ②満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子及び孫
    - 一人目(配偶者のいない場合) 月額10,000円(5,000円)
    - 一人目(配偶者のいる場合) 月額5,000円(3,000円)
    - 二人目以降 月額3,000円(2,000円)
  - ③満60歳以上の父母及び祖父母 月額3,000円(2,000円)
  - ④満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹 月額3,000円(2,000円)
  - ⑤重度心身障害者 月額3,000円(2,000円)
- 4 資格手当は、業務に密接に関連する場合、次のとおり支給する。ただし、併給はしない。
- ①看護師 月額5,000円(4,000円)
  - ②社会福祉士・介護支援専門員・介護福祉士 月額3,000円(2,000円)
  - ③1級ヘルパー・介護職員基礎研修修了者 月額2,000円
  - ④2級ヘルパー 月額1,000円
- 5 通勤手当は、鉄道、バス等の公共交通機関または交通用具を利用して通勤する職員に次のとおり支給する。
- ①公共交通機関を利用するものには、鉄道は6か月分の定期代を一ヶ月分に分担した額とし、バスは3ヶ月分の定期代を一ヶ月分に分割した額とする。ただし、

回数券のほうが安くなる場合等はその額を支給する。支給額は月額 20,000 円を上限とする。交通用具を併用する場合は、公共交通機関の利用に応じた通勤手当のみを支給する。

②交通用具を利用して通勤する者は、所属する施設から住居までの直線距離に応じて次のとおりとする。

2 キロ未満	支給なし
2 キロ以上 10 キロ未満	3,000 円
10 キロ以上 15 キロ未満	5,000 円
15 キロ以上 25 キロ未満	7,500 円
25 キロ以上	10,000 円

6 夜勤手当はグループホームや短期入所事業の支援において宿泊勤務をおこなう職員に、深夜割増賃金分も含め、一泊につき 5000 円を支給する。ただし、労働内容が軽易な場合これを減額することがある。

7 住居手当は世帯主または世帯主に準ずるもの（世帯の生計を主に担っているもの）、また賃貸住宅（家賃 20000 円を超えるもの）で本人が契約者のものに支給する。ただし、同一世帯で他に住宅手当を支給されているものがある場合には支給しない。

月額 7,000 円 (5,000 円)

8 特別手当は行動援護や身体介護など支援度の高い利用者にかかわる職員に支給する。 1 回 1,000 円

9. 年末年始手当 12 月 31 日から 1 月 3 日までの間、一回 6 時間以上の勤務をした場合、1 回 1,000 円の年末年始手当を支払う。31 日が夜勤明けとなる勤務は除外する。

#### (割増賃金)

第 5 条 割増賃金は次の算式により計算して支給する。ただし、非常勤職員については契約時に示す条件とする。また、グループホームやショートステイ等の泊まり勤務については、③を適用しない。

① 時間外労働割増賃金（法定労働時間を超えて労働させた場合）

$\frac{\text{基本給} + \text{役職手当} + \text{資格手当}}{1 \text{ヶ月平均所定労働時間数}} \times 1.25 \times \text{時間外労働時間数}$

② 休日労働割増賃金（法定休日に労働させた場合）

$\frac{\text{基本給} + \text{役職手当} + \text{資格手当}}{1 \text{ヶ月平均所定労働時間数}} \times 1.35 \times \text{休日労働時間数}$

- ③ 深夜労働割増賃金（午後10時から午前5時までの間に労働させた場合）  
$$\frac{\text{基本給} + \text{役職手当} + \text{資格手当}}{1 \text{ヶ月平均所定労働時間数} (173 \text{時間})} \times 0.25 \times \text{深夜労働時間数}$$

（年次有給休暇の賃金）

第6条 年次有給休暇の期間は、所定労働時間労働したときに支払われる通常の賃金を支給する。よって、年次有給休暇取得により月に定めた時間数を超過しても割増賃金の対象にならない。

（欠勤等の扱い）

第7条 欠勤、遅刻、早退及び私用外出の時間については、1時間当たりの賃金額に欠勤、遅刻、早退及び私用外出の合計時間数を乗じた額を差し引くものとする。

（賃金の計算期間及び支払日）

第8条 1 賃金は毎月末日に締切り、翌月20日に支払う。ただし、支払日が休日にあたるときはその前日に繰り上げて支払う。  
2 計算期間中の中途で採用され、又は退職した場合の賃金は、当該計算期間の所定労働日数を基準に日割り計算して支払う。

（給与の支払いと控除）

第9条 給与の支払いは協定に基づき原則として職員が指定する金融機関口座に全額を振り込むことにより行う。

ただし、次に掲げるものは、賃金から控除するものとする。

- ① 所得税
- ② 健康保険（介護保険を含む）及び厚生年金保険の保険料の被保険者負担分
- ③ 雇用保険の保険料の被保険者負担分
- ④ 住民税
- ⑤ 職員代表との書面による協定により賃金から控除することとしたもの

（昇給）

第10条 定期昇給は、毎年1回を原則とし、その時期は採用月に応じて次の区分により行う。

採用月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
昇給月	4	7			10			1			4	

昇給は勤務成績が良好なものについて行う。ただし、法人の業績に著しい低下その他やむを得ない事由がある場合には、この限りではない。

- 2 勤務成績が優秀な場合等、理事長が必要と認めた場合は、定期昇給の他、特別昇給をさせることができる。

(賞与)

第11条

賞与は原則として毎年7月、12月の年2回、それぞれの月の初日に在職した職員に対し、勤務成績や勤務日数等に応じて支給する。

算定期間はそれぞれ12月1日～5月31日、6月1日～11月30日とし、在職期間に応じて以下の割合で計算する。

- (1) 6ヶ月 100分の100
- (2) 5ヶ月以上6ヶ月未満 100分の80
- (3) 3ヶ月以上5ヶ月未満 100分の50
- (4) 2ヶ月以上3ヶ月未満 100分の20
- (5) 2ヶ月未満 0

- 2 前項の賞与の支給額、支給条件、支給期日はその都度定める。

別表 1 基本給給料表

I	一般	II	責任者	III	管理職
1	170,000	1	200,000	1	250,000
2	175,000	2	205,000	2	255,000
3	180,000	3	210,000	3	260,000
4	185,000	4	215,000	4	265,000
5	190,000	5	220,000	5	270,000
6	195,000	6	225,000	6	275,000
7	200,000	7	230,000	7	280,000
8	205,000	8	235,000	8	285,000
9	210,000	9	240,000	9	290,000
10	215,000	10	245,000	10	295,000
11	220,000	11	250,000	11	300,000
12	225,000	12	255,000	12	305,000
13	230,000	13	260,000	13	310,000
14	235,000	14	265,000	14	315,000
15	240,000	15	270,000	15	320,000
16	245,000	16	275,000	16	325,000
17	250,000	17	280,000	17	330,000
18	255,000	18	285,000	18	335,000
19	260,000	19	290,000	19	340,000
20	265,000	20	295,000	20	345,000
21	270,000	21	300,000	21	350,000
22	275,000	22	305,000		
23	280,000	23	310,000		
24	285,000	24	315,000		
25	290,000	25	320,000		

別表 2

標準職務表

等級	標準的な職務
1級	ヘルパー・世話人・支援員・事務員等の職務
2級	各ユニット等における責任者（サービス提供責任者・グループホームホーム長・ショート責任者等）の職務、サービス管理責任者 相談支援専門員の職務 経験があり、利用者支援の対応力豊かなもの
3級	各事業所の管理者の職務

別表 3

初任給格付基準表

職種	学歴免許等	初任給		備考
		等級	号級	
ヘルパー 世話人 支援員	大学卒	1	4	
	短大卒	1	2	
	高校卒	1	1	
責任者		2	1	
管理者		3	1	

\*昇格による等級変更では現在の給料を下回らない号給とする

別表 4

経験年数換算表

経験業務	換算率
障害者支援の業務についての経験が職員としての業務に役立つと認められる業務に従事した期間	100%以下 上限7年 責任者は上限10年 管理者は上限20年
職員の業務とその業種が類似する業務に従事した期間	50%以下 上限6年 責任者は上限10年 管理者は上限20年



## 特定非営利活動促進法第54条第2項第3号に定める事項を記載した書類

法人名	特定非営利活動法人だれもがともに 小平ネットワーク	事業年度	2018年4月1日～2019年3月31日
-----	------------------------------	------	----------------------

## 1 資金に関する事項 [①収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項]

※ 丸数字は、特定非営利活動促進法第54条第2項第3号に定める事項の詳細について規定している特定非営利活動促進法施行規則第32条第1項各号に対応しています。以下同じです。

## (1) 収益の源泉別の明細

収益源泉の内訳	金額
正会員受取会費	180,000円
賛助会員受取会費	450,000円
受取寄付金	3,414,884円
受取補助金	1,050,000円
居宅介護事業	71,540,869円
ショートステイ事業	14,469,077円
グループホーム事業	124,097,739円
自立体験事業	2,130,300円
ヘルパー養成事業	550,000円
相談支援事業	2,951,848円
自主事業	2,703,850円
介護保険事業	4,665,082円
市民啓発事業	136,960円
自立生活援助事業	503,736円
雑収入	555,316円
受取利息	332円
合 計	229,399,993円

## (2) 借入金の明細

借 入 先	金額
独立行政法人福祉医療機構	32,600,000円
	円
	円
	円
合 計	32,600,000円

## (3) その他

該当なし





## ロ 資産の貸付け（金銭の貸付けを含む。）

取引先の氏名等	法人との 関係	住所又は所在地	貸付 年月日	対価の額	譲渡資産の内容等
該当者なし				0円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	

## ハ 役務の提供（施設の利用等を含む。）

取引先の氏名等	法人との 関係	住所又は所在地	役務の提供 年月日	対価の額	役務提供の内容等
			8/17.10/5 12/14	60,000円	ガイドヘルパー養成 研修講師料
			10/11.1/16	55,000円	ガイドヘルパー養成 研修講師料
			10/11.1/16	35,000円	ガイドヘルパー養成 研修講師料
			10/11.1/16	45,000円	ガイドヘルパー養成 研修講師料
			12/21	3,000円	ガイドヘルパー養成 研修演習謝礼
			12/21	3,000円	ガイドヘルパー養成 研修演習謝礼
			4/1～3/31	1,800,000円	グループホーム賃貸 料 150,000/月
			6/18	270,000円	税理士報酬
				円	
				円	

元書類收受日 令和1年6月17日

差替書類收受日 令和3年6月29日

4 寄附者に関する事項 [④寄附者（役員、役員の親族等で、当該法人に対する寄附金の額の事業年度中の合計額が20万円以上であるものに限る。）の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日]

氏名	寄附金額	受領年月日
該当者なし	0円	. .
	円	. .
	円	. .
	円	. .
	円	. .
	円	. .
	円	. .
	円	. .
	円	. .
	円	. .
	円	. .
	円	. .
	円	. .
	円	. .
	円	. .
	円	. .
	円	. .
	円	. .
	円	. .
	円	. .
	円	. .
	円	. .
	円	. .
	円	. .
	円	. .

5 給与の総額等に関する事項 [⑤給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項]

給与を得た職員の総数	左記の職員に対する給与総額
102人	156,053,116円



認定基準等チェック表 (第3表)

(初葉)

法人名	特定非営利活動法人だれもがともに小平ネットワーク	チェック欄
3 運営組織及び経理に関して次に掲げる基準に適合していること		✓
イ 役員の数に次の者の数の占める割合がそれぞれ3分の1以下であること		
(1) 役員及びその親族等		
(2) 特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等		
ロ 各社員の表決権が平等であること		
ハ 会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けていること、又は帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存について青色申告法人に準じて行われていること		
ニ 支出した金銭の費途が明らかでないものがある等の不適正な経理が行われていないこと		

イ

区 分	項 目	役員数	最も人数が多い「親族等」のグループの人数	割 合 (②÷①)	最も人数が多い「特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等」のグループの人数	割 合 (④÷①)
		①	②	③	④	⑤
㉑	30年4月1日～31年3月31日	9人	0人	0%	2人	22.2%
㉒	年 月 日～年 月 日	人	人	%	人	%
㉓	年 月 日～年 月 日	人	人	%	人	%
㉔	年 月 日～年 月 日	人	人	%	人	%
㉕	年 月 日～年 月 日	人	人	%	人	%
申 請 時		人	人	%	人	%

(注1) 各欄の人数等は、第3表付表1「役員状況」から転記してください。

(注2) ③及び④については、小数点以下第2位を切り捨てた数値を記載してください。

(例) 33.333...% → 33.3%

ロ

各社員の表決権が平等である	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	申 請 時
上記を証する書類の名称とその内容等						
特定非営利活動促進法第14条の7 各社員の表決権は、平等とする	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ

(注意事項)

- 認定基準等チェック表(第3表)は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時においても記載及び添付する必要があります。その場合、上記ロの記載の必要はありません。
- 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した事項について、添付を省略することができます。

第3表 (次葉)

ハ

項 目	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	申請時
会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けている	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ
帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存を青色申告法人に準じて行っている	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ

㉕ 該当する項目を○で囲み、監査証明書又は第3表付表2「帳簿組織の状況」を添付してください。

ニ

項 目	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	申請時
費途が明らかでない支出がある、帳簿に虚偽の記載がある等の不適正な経理の有無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

(注意事項)

認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

「認定基準等チェック表」(第3表) 記載要領

項 目	記 載 要 領	注 意 事 項
イの各欄	区分欄の「㉑」から「㉓」欄には、実績判定期間の各事業年度（又は各年）を記載します。 第3表付表1「役員の状況」を記載して、「①」、「②」及び「④」の各欄に該当する人数を転記します。	
ロの各欄	該当する一方を「○」で囲みます。 「上記を証する書類の名称とその内容等」欄には、例えば、「定款（又は会則）第〇条に正会員の表決権（又は議決権）は平等に一票を与えると規定」のように記載します。	
ハの各欄	該当する一方を「○」で囲みます。 なお、「㉑」から「㉓」については、上記イに記載する各期間（「㉑」から「㉓」）を示したものです。	① 「会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けている」の「はい」に「○」した場合には監査証明書を添付してください。 ② 「帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存を青色申告法人に準じて行っている」の「はい」に「○」した場合には、第3表付表2「帳簿組織の状況」を記載し添付してください。
二の各欄	該当する一方を「○」で囲みます。 なお、「㉑」から「㉓」については、上記イに記載する各期間（「㉑」から「㉓」）を示したものです。	

記載要領の補足

○ ニにおいて、「費途が明らかでない支出」とは、法人が費用として支出した金額のうち、その費途を確認することができないものをいい、法人が名目に関わらず支出した金銭でその費途が明らかでないものが、これに当たります。なお、意図的にその支出先を明らかにしない支出がある場合も、当然に「費途が明らかでない支出」があることになり、認定を受けることはできません。



## 役員 の 状 況

第3表付表1

法人名	特定非営利活動法人だれもがともに 小平ネットワーク	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	申請時
役員数		9人	人	人	人	人	人
(1) 最も人数が多い「親族等」のグループの人数		人	人	人	人	人	人
(2) 最も人数が多い「特定の法人の役員又は使用人である者並びにこれらの者の親族等」のグループの人数		2人	人	人	人	人	人

役員の内訳										
氏名	住所	職名	続柄等	就任等の状況						就任・退任年月日
				㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	申請時	
藤内昌信		理事		○						2002. 2. 5 就任
清水正巳		理事		○						2006 . 5. 29 就任
浅川布久子		理事		○						2002. 2. 5 就任
西角昭		理事		○						2004. 5. 22 就任
山本良典		理事		○						2013. 5. 29 就任
塚原欣一		理事		○						2013. 5. 29 就任
青山悦子		理事		○						2016. 5. 29 就任
青木良		監事		○						2008. 5. 29 就任
白田典子		監事		○						2013 . 5. 29 就任

認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、添付を省略することができます。

## 帳簿組織の状況

第3表付表2

法人名	特定非営利活動法人だれもがともに小平ネットワーク		
伝票又は帳簿名	左の帳簿等の形態	記帳の時期	保存期間
総勘定元帳	会計ソフト (弥生会計) による ルーズリーフ	一週間ごと	10年
仕訳日記帳	同上	一週間ごと	10年
給与台帳	給与ソフト (らくだ) に よる ルーズリーフ	一カ月ごと	10年
固定資産台帳	会計ソフト (弥生会計) による ルーズリーフ	都度	10年
小口現金出納帳	手書き出納帳による ルーズリーフ	毎日	10年

## (記載要領)

- ・ 「伝票又は帳簿名」欄は、例えば「現金出納帳」、「総勘定元帳」、「経費帳」などのように記載します。
- ・ 「左の帳簿等の形態」欄は、「3枚複写伝票」、「ルーズリーフ」、「装订帳簿」などのように記載します。
- ・ 「記帳の時期」欄は、「毎日」、「一週間ごと」のように記載します。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類 (役員報酬規程等提出書類) に記載した内容に変更がないときは、添付を省略することができます。

## 認定基準等チェック表 (第4表)

(初葉)

法人名	特定非営利活動法人だれもがともに小平ネットワーク					チェック欄
4 事業活動に関して次に掲げる基準に適合していること						✓
イ 宗教活動又は政治活動等を行っていないこと						
ロ 役員等に対し報酬又は給与の支給に関して特別の利益を与えないこと、役員等又は役員等が支配する法人と当法人との間の資産の譲渡等に関して特別の利益を与えないこと、役員等に対し役員を選任その他当法人の財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益を与えないこと、及び営利を目的とした事業を行う者、上記イの活動を行う者又は特定の公職の候補者若しくは公職にある者に対し寄附を行わないこと						
ハ 実績判定期間における事業費の総額のうち特定非営利活動に係る事業費の額の占める割合が80%以上であること						
ニ 実績判定期間における受入寄附金総額の70%以上を特定非営利活動の事業費に充てていること						
イ						
項 目	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	申請時
宗教の教義を広め、儀式を行い、及び信者を教化育成する活動	有・ <input checked="" type="checkbox"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対する活動	有・ <input checked="" type="checkbox"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対する活動	有・ <input checked="" type="checkbox"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
ロ						
項 目	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	申請時
役員職務の内容、職員に対する給与の支給の状況、当法人とその活動内容及び事業規模が類似する他の法人の役員に対する報酬の支給の状況等に照らして、当法人の役員に対する報酬の支給として過大と認められる報酬の支給その他役員等に対し報酬又は給与の支給に関して特別の利益の供与の有無	有・ <input checked="" type="checkbox"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
役員等又は役員等が支配する法人に対しその対価の額が当該資産のその譲渡の時に於ける価額に比して著しく過少と認められる資産の譲渡その他役員等又は役員等が支配する法人と当法人の間の資産の譲渡等に関して特別の利益の供与の有無	有・ <input checked="" type="checkbox"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
役員等に対し役員を選任その他当法人の財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益の供与の有無	有・ <input checked="" type="checkbox"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
営利を目的とした事業を行う者及びイの活動を行う者又は特定の公職の候補者若しくは公職にある者に対する寄附の有無	有・ <input checked="" type="checkbox"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

## (注意事項)

- 「認定基準等チェック表 (第4表)」は、法第55条第1項に基づく書類 (役員報酬規程等提出書類) の提出時においても記載及び添付する必要があります。その場合、「認定基準等チェック表 第4表 (次葉) (ハ及びニ)」の記載及び添付の必要はありません。
- 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類 (役員報酬規程等提出書類) に記載した事項について、添付を省略することができます。

認定基準等チェック表 (第5表)

法人名	特定非営利活動法人だれもがともに小平ネットワーク	チェック欄
5 次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除きこれをその事務所において閲覧させること		✓
イ 特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等、役員名簿及び定款等 ロ 各認定基準等に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類 ハ 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類 ニ 役員報酬又は職員給与の支給に関する規程 ホ 収益の明細その他の資金に関する事項、資産の譲渡等に関する事項、寄附金に関する事項その他一定の事項等を記載した書類 ヘ 助成の実績並びに海外送金等の金額及び使途並びにその予定日を記載した書類		
次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除きこれをその事務所において閲覧させることに同意する。 ※閲覧に関する細則(社内規則)等がある場合には、その細則(社内規則)等を添付してください。		
		同意
		<input checked="" type="radio"/> する <input type="radio"/> しない
イ	① 事業報告書等(事業報告書、財産目録、貸借対照表、活動計算書、年間役員名簿、社員のうち10人以上の者の氏名及び住所又は居所を記した書面) ② 役員名簿 ③ 定款等(定款、認証書の写し、登記事項証明書の写し)	
ロ	各認定基準等に適合する旨を説明する書類、欠格事由に該当しない旨を説明する書類	
ハ	寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類	
ニ	前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程	
ホ	次の事項を記載した書類 ① 収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項 ② 資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項 ③ 次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項 ・ 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の多い上位5者との取引 ・ 役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係のある者との取引 ④ 寄附者(役員、役員の配偶者若しくは三親等以内の親族又は役員と特殊の関係のある者で、当該法人に対する寄附金の額の事業年度中の合計額が20万円以上であるものに限る。)の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日 ⑤ 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項 ⑥ 支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日 ⑦ 海外への送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額及び使途並びにその実施日	
ヘ	助成金の支給を行った場合に事後に所轄庁に提出した書類の写し	

(注意事項)

- ・ 認定基準等チェック表第5表は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時に記載及び添付する必要があります。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、添付の必要はありません。

認定基準等チェック表 (第6、7、8表)

法人名	特定非営利活動法人だれもがともし平ネットワーク
-----	-------------------------

認定基準等チェック表 (第6表)

6 実績判定期間を含む各事業年度の特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等及び役員名簿並びに定款等を同法第29条の規定により所轄庁に提出していること					チェック欄
特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等及び役員名簿並びに定款等の所轄庁への提出の有無					
①	②	③	④	⑤	
有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	

認定基準等チェック表 (第7表)

7 法令又は法令に基づいてする行政庁の処分違反する事実、偽りその他不正の行為により何らかの利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実がないこと						チェック欄
法令に違反する事実、偽りその他不正の行為により何らかの利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実の有無						
①	②	③	④	⑤	申請時	
有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	
⑧ 認定基準等チェック表(第7表)は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時に記載及び添付する必要があります。						

認定基準等チェック表 (第8表)

8 申請書を提出した日を含む事業年度の初日において、その設立の日以後1年を超える期間が経過していること					チェック欄
事業年度	月 日～ 月 日	設立年月日	平成	年 月 日	

(注意事項)

- ・ 法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時に当たっては、認定基準等チェック表(第6表及び第8表)は、記載する必要はありません。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、認定基準等チェック表(第6表及び第8表)の記載の必要はありません。また、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

欠格事由チェック表

法人名	特定非営利活動法人だれもがともに小平ネットワーク	チェック欄
認定、仮認定又は認定の有効期間の更新の基準にかかわらず、次のいずれかの欠格事由に該当する法人は認定、仮認定又は認定の有効期間の更新を受けることができません。		✓
1 役員のうち、次のいずれかに該当する者がある場合 イ 認定特定非営利活動法人が認定を取り消された場合又は仮認定特定非営利活動法人が仮認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年以内に当該認定特定非営利活動法人又は当該仮認定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から5年を経過しないもの ロ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者 ハ 特定非営利活動促進法若しくは暴力団員不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑法204条等 <small>(注1)</small> 若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行が終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者 ニ 暴力団の構成員等 <small>(注2)</small> 2 認定又は仮認定を取り消されその取消しの日から5年を経過しない法人 3 定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人 4 国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過しない法人 (認定、仮認定及び認定の有効期間の更新の申請時には、所轄税務署長等から交付を受けた納税証明書「その4」並びに関係都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書の添付が必要となります)。 5 国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過しない法人 6 次のいずれかに該当する法人 イ 暴力団 ロ 暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人		

1	役員のうち、次のいずれかに該当する者の有無	
イ	認定特定非営利活動法人が認定を取り消された場合又は仮認定特定非営利活動法人が仮認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年以内に当該認定特定非営利活動法人又は当該仮認定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から5年を経過しない者の有無	有・ <input type="checkbox"/> 無
ロ	禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者の有無	有・ <input type="checkbox"/> 無
ハ	特定非営利活動促進法若しくは暴力団員による不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑法第204条等若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行が終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者の有無	有・ <input type="checkbox"/> 無
ニ	暴力団の構成員等の有無	有・ <input type="checkbox"/> 無

2	認定又は仮認定を取り消されその取消しの日から5年を経過しない法人	はい・ <input type="checkbox"/> いいえ
---	----------------------------------	----------------------------------

3	定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人	はい・ <input type="checkbox"/> いいえ
---	---------------------------	----------------------------------

4	国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過しない法人	はい・ <input type="checkbox"/> いいえ
添付書類	認定、仮認定又は認定の有効期間の更新の申請時に、 <u>上記4に係る所轄税務署長等から交付を受けた納税証明書「その4」並びに関係都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書を添付すること</u> (注1) その他の事務所がある場合は、その他の事務所所在の滞納処分に係る納税証明書も添付すること (注2) 役員報酬規程等提出書には添付不要	

5	国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過しない法人	はい・ <input type="checkbox"/> いいえ
---	---	----------------------------------

6	次のいずれかに該当する法人	
イ	暴力団	はい・ <input type="checkbox"/> いいえ
ロ	暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人	はい・ <input type="checkbox"/> いいえ